成年被後見人等宛郵便物の送付先住所登録届（新規・変更・取消）

（宛先）富士市長・静岡県後期高齢者医療広域連合長 下記のとおり、本人あてに送付される郵便物等は、後見人、保佐人又は補助人同意の上、送付先登録の届出をするとともに、関係機関で情報を共有することに同意します。 なお、送付先登録に伴う一切の責任については、届出人が負います。 また、添付書類の記載内容については、現在も相違ありません。	受付印

届出年月日	令和　年　月　日				本人（被後見人）との関係に〇をつけてください	成年後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人 任意後見人
届出人・送付先	氏名（フリガナ）					
	性別（セイベツ）	男 ・ 女	届出人生年月日	T ・S・ H　年　月　日		
	住所 電話	〒 電話　（　）				
	方書					
	【送付先を事務所等に設定される場合はご記入ください】 電話　（　）					

（被後見人等）本人	フリガナ		生年月日	明 大 昭 平 年　月　日
	氏名			
	住所 電話	〒 電話　（　）		
（窓口に来た人）申請者	フリガナ		生年月日	明 大 昭 平 年　月　日
	氏名			
	住所 電話	【届出人と申請者が同じ場合は「届出人に同じ」とご記入ください】 〒 電話　（　）		

庁内使用欄	各課記載欄
個人番号	

↑この欄は各担当課が記入いたします。届出人様の記入は必要ありません。

【添付書類】

□登記事項証明書（発行日より3ヶ月以内の原本を確認し、写しを添付する）
　審判書謄本の場合は、後日登記事項証明書の写しを提出してください。
□後見人等の身分証明書（運転免許証、パスポートなど本人確認できるもの）
□送付先が事務所の場合、所在地がわかるもの(名刺、ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄなど)

受付番号

（★郵便物等の送付先の登録を希望する項目に☑をつけてください。）

※今回申請または該当しなかった項目の送付先登録は改めて手続きをお願いします。自動的に送付先登録を行いませんのでご注意ください。

※後日、該当課から問い合わせする場合があります。

※住民票や税証明などの交付申請や各種申告については、担当課でその都度手続きする必要があります。

※内容の変更の場合は変更届を、成年後見人等から外れた場合は、取り消し届をご提出ください。

国保年金課		保健医療課	介護保険課	高齢者支援課	障害福祉課	生活支援課	上下水道営業課	債権対策課 収納課 資産税課 市民税課	住宅政策課	資産経営課	健康政策課
国民健康保険に関すること	後期高齢者医療に関すること	保健医療に関すること	介護保険事業に関すること	介護保険以外の高齢者福祉サービスに関すること	障害保健福祉事業に関すること	生活保護事業に関すること	水道料金・下水道使用料等、受益者負担金	税金に関すること	市営住宅に関すること	土地賃借料納付書に関すること	がん検診に関すること
□資格管理	□資格管理	□ 特定疾患に関する市からの全ての通知	□ 介護保険に関する市からの全ての通知	□ 介護保険以外の高齢者福祉サービスに関する全ての通知	□ 障害手帳関係	□ 生活保護に関する市からの全ての通知	□ 水道料金・下水道使用料等関係	□ 市・県民税関係	□ 市営住宅に関する市からの全ての通知	□ 土地賃借料納付書に関する市からの全ての通知	□ がん検診等受診券に関する市からの通知
□給付管理	□賦課管理							□ 固定資産税関係			
□検診管理	□収納管理	□ 公害健康被害補償給付に関する全ての通知			□ 障害手当・医療関係		□ 受益者負担金関係	□ 軽自動車税			
□賦課管理（世帯主のみ）	□給付管理			□ 措置入所者に関する全ての通知		□ 臨時に発生する給付金等に関する全ての通知					
	□健診関係				□ 障害福祉サービス関係						
受領印											